

市長あいさつ

近年、障がいのある方の高齢化と障がいの重度化が進む中で、障がい福祉のニーズは多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて取り組む必要があります。



橋本市では、「すべての人が、お互いを尊重し、いきいきと安心して暮らせるまち橋本」を基本理念とし、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中で互いに支え合いながら共に生きるノーマライゼーション社会の実現をめざしています。

国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正、平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がいのある方を取り巻く法制度は大きく変化しています。

このたび、平成30年3月に策定した「第5期橋本市障がい福祉計画・第1期橋本市障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第6期橋本市障がい福祉計画・第2期橋本市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

本人の自己選択を尊重し、また全ての市民がお互いを尊重し、支え合い、自立して暮らせるまちを目指して、計画的に取り組んでまいりますので、市民の皆様や関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、「橋本市障害者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、パブリックコメントの中で貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様、事業所・関係機関の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

橋本市長 平木 哲朗